

情報科学研究センター

情報科学研究センター

情報科学研究センター利用案内

情報科学研究センター（以下「情報センター」という）では、研究教育活動の情報化、ネットワーク化、国際化を積極的に推進しています。すべての教室と研究室に情報コンセントを配置していますので、学生と教職員は3000を超える情報コンセント（無線LANを含む）から電子メール、WWW、データベースなどのサービスを自由に利用することができます。また、情報センターではマイクロソフト資格認定試験（MOS）を実施するなど、学生のキャリア形成にも貢献しています。

1. 設 備

(1) パソコン設置教室

デザインラボ（A202）

セミナー室（A211）

教室（B206, B207）

Mac ラボ（メディアセンター）

(2) ノートパソコン対応教室

A210 B303 B310 G1-101

G1-102 G1-302 G3-311 C2-105

(3) その他

TV スタジオ（A201）・調整室（A206）

サウンドスタジオ（A203）

JIU TV ステーション、アドクリエイティブスタジオ（A204）

編集室（A207, A208）、情報ラボ（A209）

2. 利用にあたって

(1) 開館時間 9:00～17:00

(2) 休館日 日曜日、国民の祝日に関する法律に定める休日、本学創立記念日（4月28日）、春期・夏期・冬期休業中の一定期間（その他臨時に休館することがあります）。

3. 利用上の注意

(1) 情報センターおよびパソコン教室等は飲食厳禁です（持ち込みも不可）。

(2) 教室内のパソコンはファイルを保存できない設定です。ファイルを保存するには、USBメモリ等を各自で用意してください。

(3) 携帯電話の使用を禁止します。

(4) A201（スタジオ）・A206（調整室）およびB206, B207パソコン教室の自動扉は、時間管理しています。授業開始時10分前に開錠、授業終了時間10分後に施錠されます。

(5) 連絡事項等は情報センター前の掲示板で案内します。

(6) その他、他人に迷惑をかける行為を慎み、パソコン教室に関する秩序等については、情報

センター職員の指示に従ってください。

4. インターネットの利用

教室内のパソコンは一部を除きインターネットに接続されていますので、ホームページの閲覧や電子メールの利用が可能です。また、学生ホールや図書館、ネットラウンジには、情報コンセントや電源コンセントが設置されていますので、ノートパソコンを接続してインターネットを利用することができます。利用規則やネチケットを守ることはもちろんですが、トラブルに巻き込まれたときには、教職員または情報センターに届けてください。

本学は、教育・研究、学術目的でインターネットに接続しています。節度ある利用を心がけてください。

大学内でのチャットおよびスカイプの使用は膨大なトラフィック（情報量）が発生し、教育・研究に支障をきたすため禁止しています。

Wi-Fi 使用可能エリアには Wi-Fi マークを掲げています。設定等は「基礎から学ぶコンピュータ」を参考にするか情報センター窓口にお問い合わせください。

詳細は「城西国際大学学内ネットワーク利用基準」等に掲載しています。

5. 電子メールアドレスの取得

- (1) 電子メールアドレスは学部学科オリエンテーション、コンピュータを使用する授業等で取得することができます。
- (2) 1人あたりのメールフォルダの容量は400MB、メール1通あたりの送受信容量は10MBです。
- (3) アドレス取得後は速やかに仮パスワードを変更してください。パスワードを忘れた場合は、情報センターで「パスワード変更申請」をしてください。また、セキュリティを保持するため、定期的にパスワード変更を行ってください。
- (4) 卒業時（退学・除籍を含む）にはアカウントを削除しますので、必要なデータは他の媒体に保存してください。

6. プリントアウト（印刷）について

- (1) レポート提出時期は混雑が予想されます。時間に余裕をもって利用してください。
- (2) 紙は貴重な森林資源です。“印刷プレビュー”などを利用し、印刷は最小限にお願いします。
- (3) カラー印刷は有料です。情報センター窓口にてデータを保存したメディアを持参してください。

城西国際大学学内ネットワーク利用基準

(趣旨)

第1条 この基準は、城西国際大学学内ネットワーク管理・運用規程第8条に基づき、学内ネットワークの利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用目的)

第2条 学内ネットワークは本学における教育・研究に関する活動の推進及び向上を図ることを目的として利用されなければならない。

(利用可能者)

第3条 学内ネットワークに機器を接続し、利用できる者は次の区分による。

- (1) 本学教職員
- (2) 本学学生（留学生別科を含む）及び大学院生
- (3) 情報科学研究センター（以下「情報センター」という）所長が適当と認めた者

(接続手続き)

第4条 学内ネットワークに接続し、利用しようとする場合は、あらかじめ情報センター所長に申請し、承諾を受けなければならない。

2 接続申請及び接続手続きに関する要領は、次の各号による。

(1) 接続申し込み

学内ネットワークへの接続は、情報センター所定の申込書を提出して行うものとする。承諾を受けた事項を変更するときは、変更する事項についても同様とする。

(2) 接続の承諾

情報センターは、学内ネットワークへの接続が適当と認めた場合、これを承諾し、必要な手続きを行う。

(3) 接続の拒絶

情報センターは、次の場合、学内ネットワークへの接続と利用を承諾しないことがある。

ア 申込書に、故意に虚偽の事実を記載したとき。

イ 利用者が、本学または第三者の信用を毀損するおそれがある態様で学内ネットワークを利用するおそれがあるとき。

(利用形態)

第5条 学内ネットワークに利用および利用形態に関する要領は、次の各号による。

(1) 利用者の連絡義務

利用者は、情報センターのネットワーク機器に故障が生じたときは、直ちにその旨を情報センターに通知する。

(2) 利用の制限情報

センターは、天災・事変その他の非常事態が発生するか、もしくはおそれがあるときは、学内ネットワークの利用を制限する措置をとることがある。

(3) 利用の中止

情報センターは、次に掲げる事由があるときは、学内ネットワークの利用を中止することがある。

ア 情報センターの通信設備の保守または工事のためやむを得ないとき。

イ 情報センターが設置する通信設備の障害等のやむを得ない事由があるとき。

(4) 利用の停止、登録抹消

ア 情報センターは上項(2)(3)の事情以外に、利用者が城西国際大学学内ネットワーク利用基準第6条に該当し、及び利用ガイド（情報倫理規程）にある違反行為を行った者に対して、事前に事情を聴取したうえで、学内ネットワークの利用を停止し、または登録の抹消を行うことができる。ただし、緊急を要し、事前に聴取することができない場合は、この限りではない。

イ 利用者が、著しく日本国内の法令・関係各国の法令・条例に抵触する行為を行った場合には、学生の場合は学生部長に、それ以外の場合は所属長に対し、事実を速やかに報告しなければならない。

ウ 報告を受けた各部署は、学則に基づく処分の要否、または既に講じられた措置の解除の要否を審議しなければならない。

エ 学生は、退学・除籍・卒業と同時に登録を抹消する。進学した場合には、新たに接続の申し込みをしなければならない。教職員は手続きにより、退職後も定められた期間内のみ、転送サービスを利用することができる。

(遵守事項)

第6条 学内ネットワーク利用者はその利用に当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 教育・研究及びその支援の目的以外に利用しない。
- (2) 営利を目的とした行為、またはその準備を目的とした行為に利用しない。
- (3) 第三者の権利・財産・プライバシーに損害を与える行為に利用しない。
- (4) 公序良俗に反する行為に利用しない。
- (5) 犯罪的行為、または犯罪的行為に結びつく行為に利用しない。
- (6) 学内ネットワークの運用を妨げる行為。
- (7) 法令に違反する、または違反するおそれのある行為をしない。
- (8) その他、城西国際大学学内ネットワーク利用ガイド（情報倫理規程）に定められた本学が

不適切と判断する行為をしない。または行為に利用しない。

(免責)

第7条 情報センター及び学内ネットワーク管理者は、学内ネットワークによるサービスの提供の遅延もしくは中断によって、または提供された情報に関連して生じた損害に対し、一切の賠償責任を負わない。

附則

この基準は、平成16年1月1日より施行する。

城西国際大学 Web ページ管理・運用規程

(趣旨)

第1条 この規程は城西国際大学学内ネットワーク管理・運用規程第8条に基づき、学内のWWWサーバーの利用に関する必要な事項を定めるものである。

(審議機関)

第2条 本学のWebページの管理・運営に関し、必要な事項は情報科学研究センター研究員会議（以下「研究員会議」という）において審議・決定される。

(管理機関)

第3条 本学のWWWサーバーは城西国際大学情報科学研究センター（以下「情報センター」という）が管理する。

(WWWサーバーの利用可能者)

第4条 本学の各WWWの各サーバーのディレクトリー領域の貸与可能者は以下のとおりとする。
本学の学科・各センター・各事務部署と第2条の研究員会議が適当と認めた団体、本学教職員、情報教育担当教員、授業に活用する教員、大学院学生、学生および学生団体。

(Webページ公開手続き)

第5条 第4条に掲げられた各部署・団体がWebページを公開する際は、責任者及び作成担当者をおき、情報センター所定の申請書を提出しなければならない。

(責任者)

第6条 Webページの記事内容は第5条において申請を行った各責任者が責任を負う。

(禁止事項)

第7条 本学Webページの内容については、研究・教育活動、または広報活動に沿ったものに限る。公序良俗に反するもの、商業活動、政治活動及び宗教活動を目的とするものは禁止する。他人の著作権、肖像権を侵害する行為、また、個人及び組織等の権利利益を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為を禁止する。その他、城西国際大学学内ネットワーク利用ガイド（情報倫理規程）に定められた本学が不適切と判断する行為を禁止する。

(改善通知及び公開中止)

第8条 本学Webページから公開されたホームページの内容について、本規程の趣旨に反する

ものと研究員会議が判断したときは、情報を公開した者に対して、改善通知を行うとともに、情報の公開を中止する措置をとることができる。

(その他)

第9条 その他、本学 Web ページの管理・運用に関して必要な事項は研究員会議が定めることができる。

附則

この規程は平成16年1月1日より施行する。

城西国際大学学内ネットワーク利用ガイド (情報倫理規程)

(趣旨)

- 1 城西国際大学学内ネットワークの利用は、教育・研究の支援、またその発展と向上を目的としている。利用者は本学の建学の精神に基づき、品位を保ち社会の一員としての自覚を持ってネットワークを利用しなければならない。この利用ガイド（情報倫理規程）はネットワーク設備の利用に関する事項をまとめたものである。

(利用上の遵守事項)

- 2 城西国際大学学内ネットワーク利用基準第3条に定められている学内ネットワーク利用可能者は、本ガイドラインを理解したうえで利用しなければならない。
- 3 上述利用可能者の2に定められている本学学生は、本ガイドラインに基づいたネットワーク利用資格試験に合格し、利用資格を取得しなければならない。
- 4 ネットワークの利用に際しては、情報科学研究センター（以下「情報センター」という）の指示に従わなければならない。

(利用上の守るべきルール)

- 5 学内ネットワークを利用する際には最低限以下に掲げる事項を守らなければならない。

<申請について>

利用者はネットワークの利用を申請する際には以下の事項を守らなければならない。

- (1) 利用者は、資格取得後は全ての利用行為に関して全責任を負う。
- (2) 虚偽または二重の利用資格を申請してはならない。
- (3) 他の利用者と利用資格を共有してはならない。但し、円滑な情報の共有を目的としたメーリングリスト作成を申請する場合はこの限りではない。メーリングリスト作成を希望する団体は情報センターの所定の利用申請書を提出しなければならない。

<学内情報機器の使用に関して>

- (1) 学内の情報機器・設備を使用する際は、定める利用時間内に限られる。
- (2) 学内の情報機器設置教室は飲食持込禁止である。

<利用について禁止事項>

学内ネットワークの利用は利用基準第2条にあるように、教育・研究を目的としている。従って、以下に掲げる行為は行ってはならない。

- (1) バーチャル企業やバーチャル・モール等の営利目的での利用
- (2) SOHO 等の自営業のための利用
- (3) 研究活動に関係のないゲーム，その他単に娯楽のためだけの利用
- (4) 政治活動・宗教活動の普及活動のためだけの利用
- (5) インターネットを利用したギャンブルやねずみ講などへの利用
- (6) ソフトウェアの違法コピーのための利用

以下に掲げる行為は学内ネットワークの運営を妨げるものであるので，遵守しなければならない。

- (7) ネットワークの資源（計算時間，ハードディスク使用量，通信時間）を大量に消費し続けるような行為によって他の利用者の利用を妨害してはならない。
映像や音楽等の大量のデータのダウンロードする際には注意しなくてはならない。
違法なダウンロードは禁止されている。
- (8) 事前の同意なしに，他の利用者が保有するファイルまたはデータを削除し，複製し，改変してはならない。
- (9) ネットワーク及びユーザーのパスワードの解読を試みてはならない。
- (10) システムファイルを複製・削除・改変してはならない。
- (11) リモートシステムへの権限外のアクセスを試みてはならない。
- (12) コンピュータ・ウィルス等，ネットワークの混乱の原因となる有害プログラムまたはデータを作成したり，故意に学内ネットワークに持ち込んだりしない。

<電子メールの利用について>

- (1) 発信された電子メールは，その発信者がすべての責任を負う。
- (2) 電子メールを偽造してはならない。
- (3) 他の利用者の電子メールを許可なく読み，削除・複製・変造または公開してはならない。
- (4) チェーンメールや爆弾メールなどの，いやがらせや公序良俗に反する内容の電子メール，脅迫的な電子メール，不確かな，社会通念に反する内容の電子メールを発信してはならない。
- (5) 営利目的のメッセージを発信してはならない。
- (6) 求められていないメールや迷惑となる電子メールを発信してはならない。
- (7) 機密を要するメッセージを送信するときはデジタル署名，その他，公に承認された電子証明を用い，暗号化して送信するように努めるなど，十分に注意しなければならない。
- (8) パスワードはメモしたり，友人と共有したりすることなく自己管理し，定期的に変更しなければならない。

<法律上の禁止事項>

- (1) 他人の著作権、その他商標権などの権利を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為を行ってはならない。
- (2) 他人の財産・プライバシーを侵害する行為、または侵害するおそれのある行為を行ってはならない。
- (3) 他人の名誉を毀損するような誹謗中傷を行ってはならない。
- (4) 第三者の著作物であるファイルやデータの引用・参照するときは著作権法の規定及び公正な慣行に従わなければならない。
- (5) わいせつな文書、画像その他のものを頒布してはいけない。
- (6) 商業用音楽 CD・DVD 等を許可なしに複製し、その複製物を営利目的に頒布してはならない。
- (7) コンピュータを破壊したり、不正の指令を与えるなどしてコンピュータによる業務を妨害してはならない。
- (8) コンピュータに不正の指令を与えるなどして、コンピュータを誤作動させ、不正の利益を得てはならない。

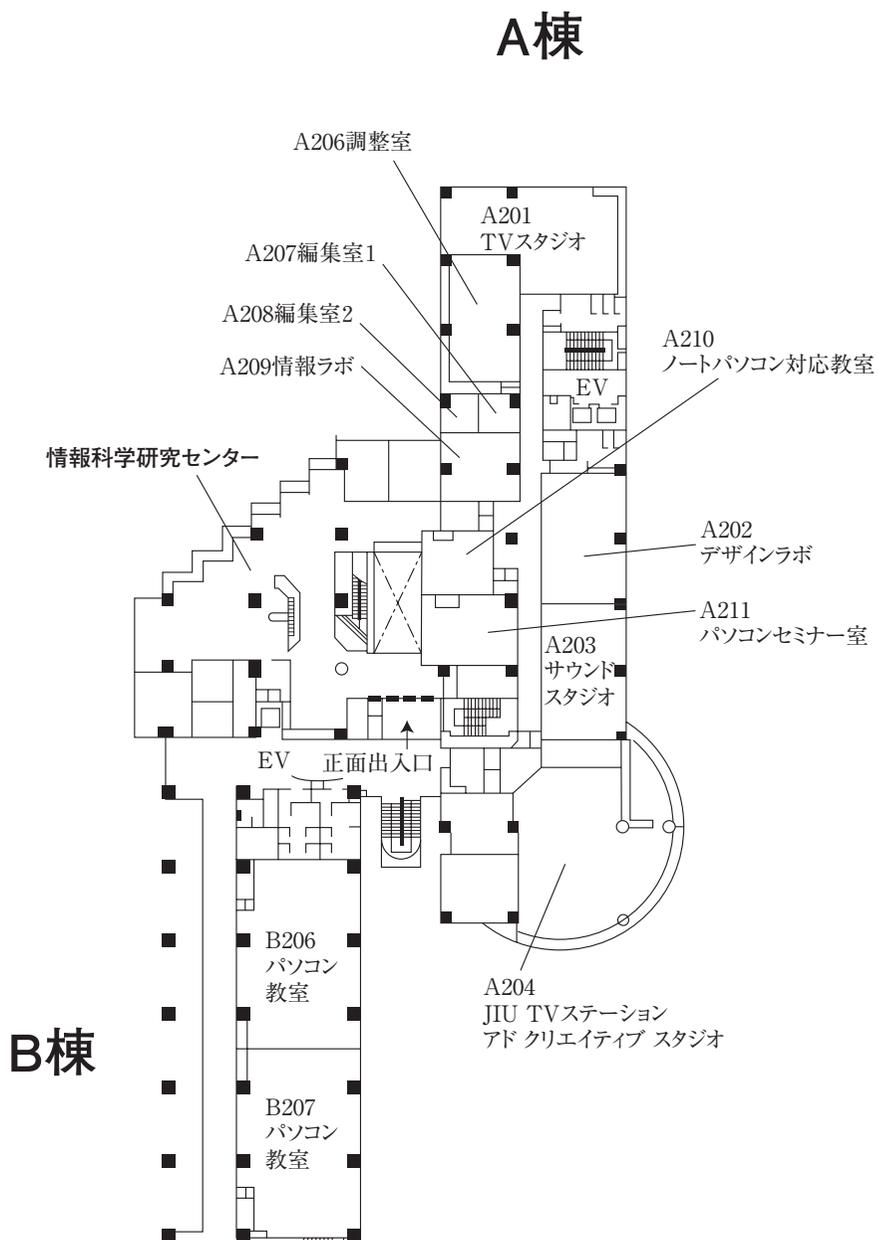
<その他>

学内 WWW サーバーの利用、Web ページ管理・運用規程は別に定めるが、遵守すべき行為、禁止される行為は上項と同様である。

附則

この規程は、平成16年1月1日から施行する。

情報科学研究センター配置図



※情報科学研究センターへの学生の入退室は、正面出入口を利用してください。

JEAP（城西国際大学海外教育プログラム）

JEAP（城西国際大学海外教育プログラム）

JEAP（城西国際大学海外教育プログラム）

I. 留 学

JEAP = Josai (International) Education Abroad Program（城西国際大学海外教育プログラム）は、国際化時代を生きる感性と能力を身につけるために設けられた本学独自の海外留学制度です。

その特徴は、休学せずに在学したまま姉妹大学に留学（留学派遣先大学および期間は別表1を参照のこと）し、本学を4年間で卒業できることです。とくにUCRでは、両大学間の協定にもとづいて本学の学生のために特別のカリキュラムを組んでおり、JCR（Josai Center in Riverside）に常駐する Resident Director が学生一人ひとりの学習・研究と生活の両面についてアドバイスをを行い、皆さんの留学生活が円滑に送られるような体制を整えています。

1. 留学に必要な条件

- (1) 本学に1年以上在学していること（留学への派遣は2年次以降）。
- (2) 単年次配当科目の単位を取得していること。2年次で留学する場合には、1年次配当科目の単位を取得していること。
- (3) 留学生活が可能な英語能力を修得していること。

各姉妹大学への留学に際し、募集条件（TOEFL, TOEIC などのスコア）を満たしていることが必須となります。

また、留学生活を実り多いものにするには TOEIC500点以上の英語能力をもっていることが望ましく、必要に応じて生涯教育センターのエクステンション講座などを受講するなどして能力アップに努めなくてはなりません。

2. 単位認定

JEAP プログラムにより提携大学で取得した単位は、「城西国際大学海外留学プログラム（JEAP）に係る規程」により本学の単位として認定されます。

3. ホームステイ

UCR, CC ならびに SMU では、ホームステイ・システムが確立されており、学生一人ひとりが適切な家庭に滞在し、家族の一員として現地の人々の日常生活を体験することができます。ホームステイ費用の中には、宿泊、食費が含まれています。

4. 大学寮

上記以外の大学においては、原則として大学寮への入居となります。

5. 費用

留学に際しては、本学への授業料他、留学先大学の授業料、渡航費、滞在費、傷害保険料等が必要です。為替レートや諸条件の変化により、毎年金額が変動しますので、詳しくは国際教育センターまでお問い合わせください。

II. 交換留学

交換留学とは、城西国際大学と海外諸大学間の協定に基づき、相互に派遣するプログラムです。派遣者は、成績、語学力、面接試験によって選抜され、本学の代表として派遣されます。本プログラムを利用して留学する場合、本学に授業料を納めることで、原則留学先の授業料は免除されます。ただし、渡航費および海外旅行保険料、滞在費、生活費等は自己負担となります。各提携校によって負担金額は異なりますので、詳細は国際教育センターにお問い合わせください。なお、派遣人数は提携校や年度に交流状況によって異なりますので出願時に確認するようにしてください。

〔留学に向けての履修について〕

JEAPでの留学効果をより高めるために、留学を希望する学生は次のことに注意して履修登録をしてください。

1. 1年次必修の「Fundamentals of English」, 「Oral Fluency」は必ず1年次中に履修し、単位を修得すること。
2. TOEIC 関連科目を履修していることが望ましい。

III. サマーセミナー

下記の大学において、世界6か国7校の提携校において2～3週間の短期研修プログラムを開講しています。

○サマーセミナー

コース名	研修先大学名	研修期間	宿泊形態
アメリカ	カリフォルニア大学リバーサイド校 (UCR)	3週間	ホームステイ
カナダ	カモーション・カレッジ	3週間	ホームステイ
	セント・メアリーズ大学	3週間	ホームステイ
中国	首都師範大学	3週間	大学宿泊施設
韓国	韓南大学	3週間	大学宿泊施設
マレーシア	ラーマン大学	3週間	大学宿泊施設
フランス	リールカソリック大学	2週間	大学宿泊施設

*最少催行人数に満たない場合は、日程の変更や中止となる場合があります。

○アジアサマープログラム

アジアサマープログラムでは、東西大学（韓国）、バンコク大学（タイ）、ペルリス大学（マレーシア）、ペトラクリスチャン大学（インドネシア）、城西大学とで開催校をローテーションしながら、年に一度研修を実施しています。プログラムでは、海外からの学生と本学の学生とが、3週間という期間共同生活を送り、本学の国際教育の一環として、短期集中的に英語による多文化的な科目を履修することができます。共同生活を送る中で、異文化・社会に対する理解の深め、多様な能力や価値観を持ち、国際感覚豊かな人材を養成することを目指しています。併せて本学の学生にとっては、日本にいながら24時間英語漬けの生活となることで、外国語運用能力の向上も期待されます。今年度は7月に本学が幹事校となり、次年度はバンコク大学での実施が決定しています。

IV. JEAP 卒業生のための海外語学研修特別プログラム

英語力をさらに強化したい本学卒業生のために、カリフォルニア大学リバーサイド校（UCR）において、英語力レベルごとの英語集中授業とホームステイ制度により、確実な英語力のアップを目指すプログラムを実施しています。また、さらに上級をめざしている方には、UCRでの語学検定の結果によって、学部および大学院レベルの専門科目の授業を履修し、単位を修得することも可能です。

詳しくは、国際教育センターホームページ（<http://jiu.ac.jp/kcenter/jeap/index.html>）を参照してください。

別表1

国	大学名	留学期間	留学種別	留学期間	募集条件
アメリカ	カリフォルニア大学 リバーサイド校	前期・後期	JEAP	6ヶ月,12ヶ月	TOEIC400点以上
	リーワードコミュニティ カレッジ	前期・後期	JEAP	9ヶ月	TOEIC400点以上
	ハワイ大学ヒロ校	後期	交換留学	10ヶ月	TOEIC500点以上
	カリフォルニア州立大学 ロングビーチ校	後期	交換留学	6ヶ月,10ヶ月	TOEIC600点以上 日本語教員を目指す者
	スベルマンカレッジ	後期	交換留学	7ヶ月	TOEIC600点以上 日本語教員を目指す者
カナダ	カモーンソン・カレッジ	後期	①交換留学 ②JEAP	8ヶ月	①交換留学： TOEIC400点以上 ②JEAP留学： TOEIC400点以上
	セント・メアリーズ大学	前期・後期	JEAP	6ヶ月,12ヶ月	TOEIC400点以上
フィリピン	アテネオ・デ・マニラ大学	後期	①交換留学 ②JEAP	6ヶ月,12ヶ月	①交換留学： TOEIC500点以上 ②JEAP留学： TOEIC400点以上
スペイン	バルセロナ自治大学	後期	交換留学	11ヶ月	TOEIC400点以上 および「スペイン語検定」のスコアを有する者
ハンガリー	ブダペスト商科大学	後期	交換留学	5ヶ月,11ヶ月	TOEIC400点以上 第二外国語として履修している者
	セントイシュトバン大学	後期	JEAP	11ヶ月	*観光学部対象* 1年次で「観光概論」もしくはそれに準ずる単位取得者。 ハンガリー語の単位取得者
ポーランド	ワルシャワ大学	後期	交換留学	5ヶ月,11ヶ月	TOEIC400点以上 第二外国語として履修している者
チェコ	プラハ経済大学	後期	交換留学	5ヶ月,10ヶ月	TOEIC730点以上
ドイツ	ケルン大学	後期	交換留学	5ヶ月	TOEIC400点以上 および「ドイツ語検定」のスコアを有する者
フランス	リール・カソリック大学	後期	交換留学	6ヶ月,11ヶ月	TOEIC500点以上 第二外国語として履修している者
	IESEG リール・カソリック大学 ビジネススクール	後期	交換留学		
ノルウェー	オスロ大学	後期	交換留学	12ヶ月	TOEFL (IBT) 80点以上
フィンランド	カレリア応用科学大学	後期	交換留学	4ヶ月,9ヶ月	TOEFL (IBT) 80点以上
中国	北京外国語大学	前期・後期	交換留学	11ヶ月	TOEFL (IBT) 80点以上および「中国語検定」のスコアを有する者
	中国伝媒大学	前期・後期	JEAP		
	大連外国語大学	前期・後期	JEAP		
	天津外国語大学	前期・後期	JEAP		
	華南師範大学	前期・後期	JEAP		
台湾	淡江大学	後期	交換留学	6ヶ月,11ヶ月	TOEIC400点以上 および「中国語検定」のスコアを有する者
	真理大学	後期	交換留学		
	国立高雄餐旅大学	前期・後期	交換留学		
	台北城市科技大学	前期・後期	交換留学		

韓国	梨花女子大学校	前期・後期	交換留学	4ヶ月,10ヶ月	TOEFL (IBT) 80点以上 および「韓国語能力検定」のスコアを有する者
	韓国外国語大学校	前期・後期	交換留学		
	西江大学校	前期・後期	交換留学		
	東西大学校	前期・後期	交換留学 /JEAP		TOEIC400点以上 および「韓国語能力検定」のスコアを有する者
	建陽大学校	前期・後期	交換留学 /JEAP		
	仁川大学校	前期・後期	交換留学		
	韓南大学校	前期・後期	交換留学		

JEAP 留学 フローチャート

【前期出発】

2015年	4月～5月	TOEIC 公開テスト受験申込み
	7月下旬	TOEIC 公開テスト受験
	9月上旬	留学願書提出期限 (提出書類：願書, 志望理由および目的, 健康診断書, 語学能力証明書コピー, パスポートコピー)
		面接
	10月～	派遣校への出願準備
2016年	12月～	留学ビザ取得準備
		渡航事前説明会 (保護者同伴)
		①留学許可書授与
		②留學生活等についての説明
		③取扱い旅行代理店による渡航事前説明
		④健康管理等についての説明
	⑤留学帰国学生との懇談	
⑥個別面談		
	1月～	留学ビザ申請・大使館での面接等
	2月下旬～4月	出発

【後期出発】

2015年	9月	TOEIC 公開テスト受験申込み
	11月	TOEIC 公開テスト受験
	1月末	留学願書提出期限 (提出書類：願書，志望理由および目的，健康診断書， 語学能力証明書コピー，パスポートコピー)
		面接
	5月～	派遣校への出願準備
2016年	6月～	留学ビザ取得準備 渡航事前説明会（保護者同伴） ①留学許可書授与 ②留學生活等についての説明 ③取扱い旅行代理店による渡航事前説明 ④健康管理等についての説明 ⑤留学帰国学生との懇談 ⑥個別面談
	6月～	留学ビザ申請・大使館での面接等
	8月中旬～9月	出発

これらの手続きスケジュールは派遣校や出発時期によって異なります。TOEIC 公開テストや語学能力試験の実施スケジュールおよび留学願書提出期限の確認をし、留学のプランニングをすすめるようにしてください。

副 專 攻

副 專 攻

副専攻について

多様化する現代社会においては、学際的な学びの評価が注目されています。こうしたニーズに応えるために、本学では、学部・学科の枠を越えて学ぶ「副専攻」制度を設けています。「副専攻」とは、「主たる専攻＝所属する学部」以外の特定分野科目を一定単位数以上取得した学生に、その勉学の認証を付与する制度です。「主たる専攻」とは別の学問領域を体系的に、密度高く学ぶ良い機会です。

例えば、国際人文学部の学生が「日本の中世史」について学びながら「日本語教員養成課程」副専攻を修了することによって、幅広い視点から多角的な問題の捉え方ができるようになります。

これはアメリカなどで見られる二つの学問を専攻し、卒業時に二つの学士（Bachelor）学位を受け取るシステムに準じるもので、専門分野以外の視点から考える能力も身につき、キャリア形成のうえでもたいへん有用です。

副専攻を修了した学生は、卒業時に卒業証書以外に、「副専攻修了証」を受け取ることができます。また、履歴書にも記入でき相応の評価を受けることになります。

「副専攻」制度は、学生が自立的に学ぶ意欲を持って初めて有用なものとなります。学生のみなさんが専門的分野の学習に加えて、自ら多元的な理解力・総合力を育む上で役に立ててもらうことを期待しています。

<登録から修了証授与まで>

副専攻は、まず教務課で登録をおこない科目履修をしてください。

学 年	手続き関係	修得単位の目安
1 学 年	4 月 オリエンテーション 登録カードの提出	登録時に 10,000円
2 学 年	4 月 オリエンテーション	
3 学 年	4 月 オリエンテーション	
4 学 年	4 月 オリエンテーション 2 月 副専攻認定申請書の提出	認定申請時に 40,000円
卒 業 式	3 月 副専攻修了証の授与	計 50,000円

※副専攻登録者は、教務課にて副専攻の事前登録と履修申請時の事前相談をすることにより、1年次から他学科履修をすることができます。

<副専攻に関する問い合わせ>

【副専攻の登録・相談について】……………教 務 課

【授業科目の履修について】……………学部事務室

福祉教育センター

福祉教育センター

福祉教育センター

実際の福祉現場を体験的に理解し、福祉の理論を実践に活かす力をつけることは福祉教育の中心的な課題です。福祉教育センターは、福祉の国家資格を取得するにあたって必要となる演習および実習、国家試験受験、ボランティア活動などについての専門的な研究を通じて、福祉を学ぶ上で必要な環境を用意し、福祉を実践する実力の育成をめざします。

※福祉や実習に関する質問や資格の取得、ボランティア活動等に関することは、気軽にA棟1階センター窓口まで問い合わせてください。

■実習について

福祉の学習は、理論から演習へ、さらに演習から現場実習へと進みます。福祉総合学部では、各コースにおいて社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、保育士および幼稚園教諭などの国家資格取得が可能ですが、これらの資格養成の中心は実習であり、どの資格においても必修科目となっています。センターでは、この実習をより充実した実りの多い体験となるよう様々な面からフォローし、事前・事後および実習中の学習を支援します。また、実習教育を円滑に進めるために次のような活動を行っています。

- ・実習先との連絡調整、配属のコーディネート、情報提供
- ・実習オリエンテーション、実習計画、個別相談
- ・実習教育に関する教育補助、教材開発、情報収集および研究・調査

※実習の実際については、実習オリエンテーションを開催しますので、必ず参加してください。

■国家試験について

社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士など国家試験受験資格が得られる資格は、大学卒業と同時に国家試験を受験することとなります。この国家試験突破のためには、モチベーション（動機）と持続的な受験勉強（努力）が必要となります。センターでは、これまで310名をこえる社会福祉士合格者を輩出した実績を分析し、次のような学習の支援を行います。

- ・各指定科目授業、社会福祉専門研究・応用研究、受験対策講座、模擬試験の連携による実力アップ
- ・自主学習グループ、個別学習の支援、成績管理システムによるモチベーションアップ
- ・国家試験に関する情報分析と個別アドバイス

■ボランティア活動など

施設や地域福祉の実際を体験し理解することは福祉の本質を知る上で、また、福祉の理論を学

ぶ上でも大切なものとなります。センターでは、地域と連携したボランティア活動や施設行事への参加、福祉施設等でのアルバイトの斡旋とコーディネートを通じて、福祉体験学習の支援を行います。

■その他

以上のほか、福祉教育を充実するために次のような活動を行っています。

- ・福祉教育に関する研究・調査
- ・ニュースレター「WELL SAILING」の編集・発行
- ・実習意見交換会等の主催など
- ・国家試験受験に関する指導方法の研究開発

